

令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務委託仕様書

この仕様書は、さぬき市が受託者に委託して実施する「令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務

2 目的

本市では、平成24年度に多彩で豊かな自然と歴史に育まれた観光資源や「癒しのまち」をテーマとした観光資源を紹介するプロモーション画像や映像を制作したが、制作から12年経過しており、本市における観光情勢も大きく変化している。令和6年度には大串半島活性化施設「時の納屋」がオープンし、賑わいを見せているとともに、令和7年度には瀬戸内国際芸術祭の会場として加わるとともに、関西・大阪万博が開催されることに備えて、市外・県外・国外へ本市の魅力を発信し、「さぬき市に行ってみよう」という気持ちを引き起こさせ、本市の観光誘客に繋げるための観光プロモーション動画を制作するものである。

また、本業務で制作する観光プロモーション動画を用いてホームページやSNSへの掲載、ウェブでの宣伝広告等を実施することにより本市の魅力を発信することで、本市の国内外の認知度の拡大と来訪動機の創出につなげようとするものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、企画段階から創意工夫し、受託後においては効果的に業務の目的を達成するため、本市と十分に協議・調整等をしながら行うこと。

なお、(4)宣伝広告については受託者と協議の上、本業務とは別に依頼する予定としている。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に本市と受託者で協議の上、内容を決定する。受託者は決定した内容を基に、絵コンテ等で動画の構成がわかるイメージを制作し、動画を制作する前に本市に提出し、了解を得ること。

(2) 撮影

企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含まれるものとする。

- ア 資料及び素材の収集
- イ 肖像権及び著作権について必要な手続き
- ウ 出演者、協力者、撮影地の交渉や許可手続き
- エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、字幕の挿入等の編集作業を行う。納品までに本市の複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。

なお、字幕やナレーションとして動画に挿入する施設などの名称や説明等については、受託者の責任の下、各施設管理者に確認を行うものとする。

動画の要件については次のとおりとする。

- ア 本市の魅力を盛り込み、中長期的かつ幅広い層が本市に興味を持ち、年間を通じて使用できるものとするものとし、本市全体を対象とした動画に加え、瀬戸内国際芸術祭2025の一部の会場となる志度・津田エリアを対象とした動画の2パターンを制作するものとし、それぞれ動画の時間については原則として以下のとおりとする。

①本市全体を対象とした動画：約30秒間、約3分間、約5分間

②志度・津田エリアを対象とした動画：約30秒間、約3分間

- イ 全ての動画について、字幕なし、字幕あり（日本語、英語、中国語（繁体字及び簡体字）、韓国語の5言語）の6種類を制作すること。

なお、字幕については、各言語を母語とするネイティブのチェックをそれぞれ必ず受けること。

- ウ YouTubeやSNS、街中の大型ビジョン、イベント会場等、幅広い場面で放映することを考慮し、ドローンやタイムラプス等、最新の映像制作機材や映像技術を活用することや明確なターゲット等を設定するなど、本業務の目的を達成することができるような動画に仕上げる。また、無音（音声や音楽を使用しない）での使用（スマートフォン含む）も想定しておくこと。

- エ 使用できる映像は、原則として本業務において新規撮影したものとするが、季節や天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。ただし、借用映像を使用する場合の手続き等は、受託者において行うこと。

- オ 音楽用素材の使用にあたっては、オリジナルやフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。

(4) 宣伝広告

本業務で制作する動画を広く視聴してもらうための発信方法等について提案すること。

- ア 動画の拡散力や訴求力が高まる工夫（例：SNS広告、インフルエンサーの

起用等)を取り入れ、視聴回数の増加やWEBサイト等への遷移促進につなげる
こと。

- イ 志度・津田エリアを対象とした動画については、瀬戸内国際芸術祭2025
の志度・津田エリア会期(令和7年8月1日から31日まで)を意識し、特に
効果的なタイミングや方法を検討すること。

※宣伝広告については選定事業者と協議の上、本業務とは別に依頼する
予定としている。

5 成果品

(1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等全てに関する著
作権処理を済ませたもので、所有権は全て本市に帰属するものとする。

ア 再生用

市販されているプレーヤーやパソコンで再生可能なものとする。(コピーガー
ドなし)

(ア) DVDディスク 5枚(盤面印刷を含む)

(イ) Blu-rayディスク 5枚(盤面印刷を含む)

イ WEB配信用

YouTubeやSNS等で配信できるよう、MPEG4やWMVなど、2
種類以上のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じてスマートフォン
やタブレット等での使用を想定した軽量化した映像データも制作すること。

ウ 非圧縮の映像マスターデータ(HDD等)

動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの。

エ 撮影素材一覧表 1部

撮影素材、撮影場所等を示した一覧表を提出すること。

6 仕様

(1) データ形式 MPEG4やWMV等

(2) 画面縦横比 16:9

(3) サイズ 3840×2160ピクセル以上(4K以上)

※データ容量等の関係から「5 成果品」に定めるDVDディスクやBlu-ray
ディスクでの納品が不可能な場合は、予め受託者の承諾を得た上で、
各成果品の記録媒体に適したサイズに変更することも可とする。

7 納品

(1) 期限 令和7年3月28日(金)まで

(2) 場所 さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所本庁2階
さぬき市建設経済部商工観光課観光推進室

8 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、予め作業計画書及び工程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は、速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に管理すること。

9 留意事項

(1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理、解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布、放送等を行うことができることとする。そのため、個人情報の保護を含めた権利処理に特に留意すること。

(3) 受託者は、本業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を書面で行うこと。

(4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データ等がウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により原状回復及びその他の賠償等について対応するものとする。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の委託について予め本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、成果品の納品に併せて業務完了報告書を提出し、本市の承認を受けなければならない。

なお、承認と認められないときは、本市の指定する期日までに補正を行うこと。この場合の費用については、全て受託者の負担とする。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務により制作した成果品の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は全て本市に帰属する。

イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務による制作した成果品及び資料を他に使用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録や意匠登録を必要とするときは、本市が出願者となって費用を負担し登録する。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理、保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一、問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。